

# 岩倉市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成31年2月28日制定

令和8年3月24日改定

岩倉市農業委員会

## 第1 基本的な考え方

---

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

岩倉市においては、愛知県西部に広がる濃尾平野のほぼ中央に位置し、その立地条件を生かして稲作・露地野菜を主体とする農業生産が行われ、名古屋市を中心とする東海地方の農産物供給地としての役割を担ってきた。

昭和39年から始まった土地改良事業により、基盤整備が完了し、大型機械の導入が可能となるとともに、経営の近代化を目指す農家においては、施設園芸が盛んになっていった。

昭和30年代の高度経済成長政策をきっかけに住宅・都市整備公団岩倉団地の進出をはじめ名古屋市のベッドタウンとして急激な都市化が進んだ。これに伴い、農業構造は大きく変化し、農地面積の減少と他産業への就業機会の増加が農家の兼業化に拍車をかけ、農業者の高齢化によって農業の担い手不足が深刻化している。

また、こうした中、農地の資産的保有傾向が強くなり、安定兼業農家から規模の拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

こうした状況を鑑み、農業委員会としては、遊休農地の発生防止・解消、農業経営者の新規参入の促進を図る必要がある。

また、担い手の育成・確保及び農地中間管理事業、利用権設定等促進事業などの推進による農地利用の集積・集約化については、農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定に基づき令和7年3月31日に策定した農業経営基盤強化法の促進に関する計画（地域計画）に基づいて、利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の特性を考慮しながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項の規定に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、岩倉市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法等を定めるものとする。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する愛知県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況

等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標と推進方法

### 1. 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和8年3月)	241ha	2.3ha	0.95%
3年後の目標 (令和11年3月)	235ha	1.4ha	0.60%
目 標 (令和13年3月)	224ha	0ha	0%

注1：管内の農地面積は、「耕地及び作付面積統計」における耕作面積である。

注2：遊休農地の面積は、農地法第30条第1項の規定による農地利用状況調査により把握した、第32条第1項の1号及び2号に該当する面積である。

注3：管内の農地面積は、農地転用等により10haの減少を見込んだ。

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

##### ① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員及び推進委員の担当制で行う農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）並びに同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。
- それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。
- なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。
- 利用意向調査の結果を踏まえ、農業委員、推進委員、市、農協等との間で農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

##### ② 農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

### ③ 非農地判断について

- 非農地の判断については、利用状況調査によって、再生利用困難と区分された農地については、現況に応じて慎重に「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

### (3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

## 2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和8年3月)	241ha	101.2ha	42%
3年後の目標 (令和11年3月)	235ha	108.1ha	46%
目 標 (令和13年3月)	224ha	112.0ha	50%

注1：「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」において、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標に基づき、担い手への農地利用集積率は50%を目標とする。

### 【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (うち、主業農家数)	担い手			
		認定 農業者	認定新規 就農者	基本構想 水準到達 者	特定農業団 体その他の 集落営農組 織
現 状 (令和8年3月)	361戸 (13戸)	7経営体	4経営体	0経営体	0団体
3年後の目標 (令和11年3月)	307戸 (11戸)	11経営体	0経営体	0経営体	0団体
目 標 (令和13年3月)	271戸 (10戸)	11経営体	1経営体	0経営体	0団体

注1：「担い手の育成・確保」の数値は、農業委員会の区域内の農家数等を確認し、それらを基に「担い手への農地利用集積目標」を定めるための参考値である。

注2：「総農家数（うち、主業農家数）」は、2020年農林業センサスの数値を記入する。

## (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

### ①地域計画の見直しについて

農業委員会は、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の見直しに積極的に関与する。

### ②農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、岩倉市、愛知県農地中間管理機構及び愛知北農業協同組合等と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等について、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

### ③農地の利用調整と利用権設定について

地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手の意向を考慮した農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

### ④農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、必要に応じ公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

## (3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

### 3. 新規参入の促進について

#### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （令和8年3月）	0人 （0ha）	0法人 （0ha）
3年後の目標 （令和11年3月）	1人 （0.2ha）	0法人 （0ha）
目 標 （令和13年3月）	2人 （0.4ha）	0法人 （0ha）

注1：新規参入については、現状の担い手農家等の数や遊休農地の発生状況等を考慮しながら、農業委員会の区域内に必要な経営体数を試算する。

#### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

##### ①関係機関との連携について

新規参入者（法人を含む。）への農地の紹介については、農業委員会や農事組合等が仲介し、栽培技術や経営面については、県農業改良普及課や愛知北農業協同組合等が指導を行うなど、関係機関・団体等が密接に連携を図り支援する。

##### ②農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の定着を図るため、地域の受入条件の整備を図るとともに、将来の担い手として育成の役割を担う。

##### ③市民農園制度及び農業体験塾制度の活用について

市民農園及び農業体験塾の利用者から新たな担い手の発掘に努める。

#### (3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

### 第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

---

岩倉市において策定された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、岩倉市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力